NICT の実施許諾方針について

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」といいます。)は、以下の方針により、NICTが保有する知的財産の実施許諾を行います。

1.基本方針

- (1) NICT は、NICT 発の新技術を広く社会に還元するため、保有する知的財産に係る実施許諾を行います。
- (2) 実施許諾は、原則として有償とします。ただし、公共の利益に資すると判断する場合、無償とすることがあります。

2.実施の種類

- (1) 実施は、知的財産に係る通常実施権又は専用実施権の設定若しくは知的財産の譲渡により行います。
- (2) 実施は、登録済みの特許権、公開された又は公開されていない出願特許、 著作権、ノウハウ等につき行います。

3.実施の条件

実施にあたっては、以下のことが条件となります。

(1) 一般的な条件

個々の案件ごとに契約で定めますが、実施料の支払い、売上げ等に係る 定期報告などを条件とします。

- (2) 専用実施権の設定の場合
 - 一般的な条件に加え、専用実施権を設定することにより、当該知的財産権が有効に活用されると判断されることを条件とします。
- (3) 知的財産権の譲渡の場合
 - 一般的な条件に加え、通常実施権又は専用実施権の設定以上に当該知的 財産権が有効に活用されると判断されることを条件とします。
- (4) その他

共同出願により取得した知的財産権を実施する場合には、共同出願者に対して優先実施権を設定することができます。

4. 手続き

実施許諾・譲渡は、以下の手続きにより行います。

事前のご相談(契約条件のご相談、契約書文面のご相談等)

実施許諾・譲渡のお申込み

NICT での内部手続き

契約

実施料のお支払い等

5. その他

- (1) 実施許諾にあたっては、入手した情報は厳重に管理し、外部に漏洩しないようにいたします。
- (2) 実施契約にあたり、ご希望により、発明者又は NICT 産学連携コーディネータによる技術コンサルティングをさせていただきます (原則として有償です)。
- (3) 当該知的財産の産業化にあたり、貴社と NICT の協力協定等を締結することも可能です(協力の内容は、案件ごとにご相談させていただきます)。